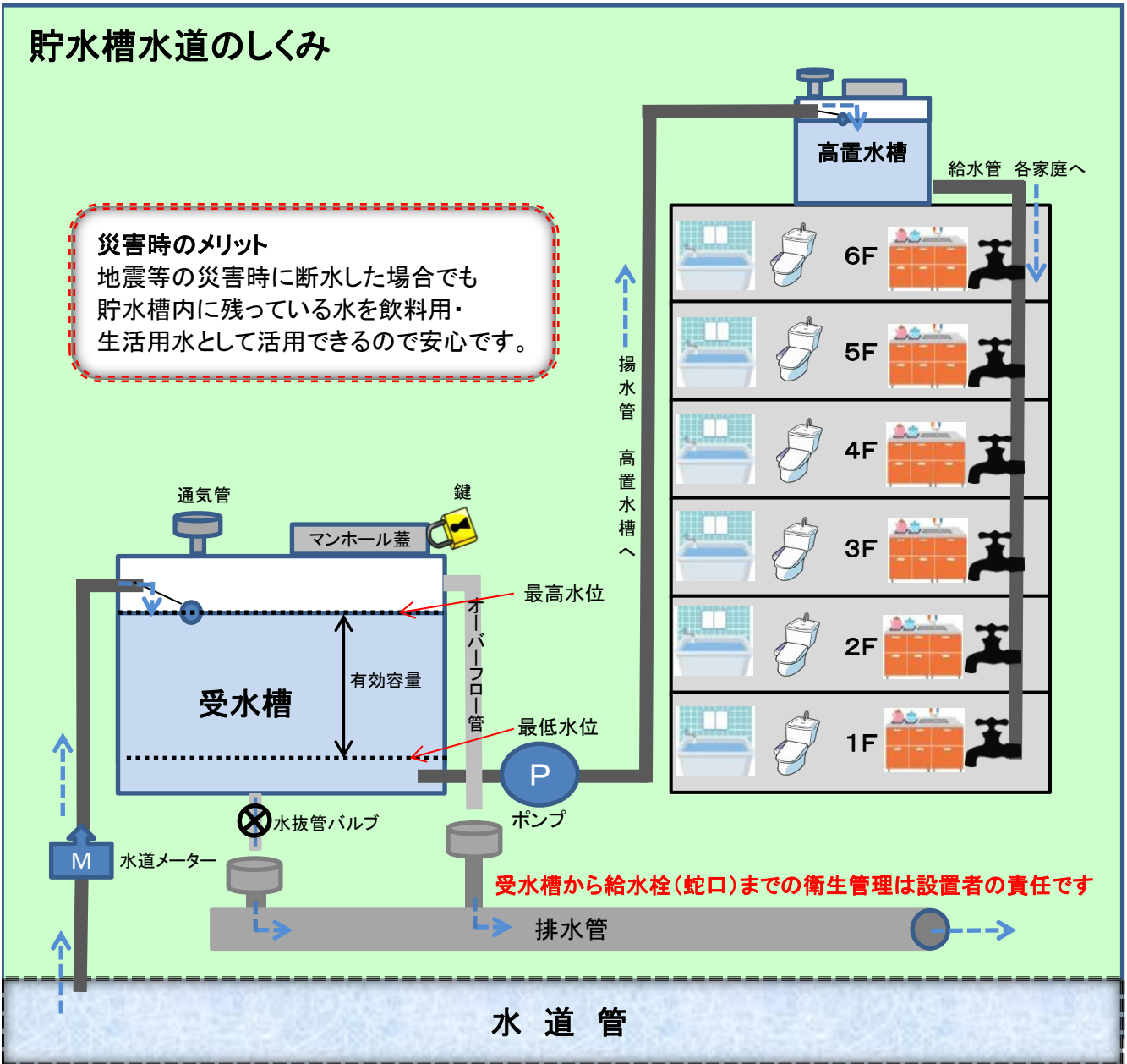


貯水槽水道の概要について

1 貯水槽水道とは

貯水槽水道とは、市町村が運営する水道から給水される水をいったん受水槽又は高置水槽に貯めてから給水する水道施設をいい、そのうち、受水槽の有効容量が10m³を越えるものを「簡易専用水道」、10m³以下のものを「小規模貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道のしくみ



※有効容量とは、受水槽(高置受水槽)の最高水位と最低水位の間に貯留された利用可能な水量をいいます。

2 簡易専用水道検査 (法定検査)

簡易専用水道の設置者は、毎年1回以上定期的に清掃を行うとともに、その管理の状況について、厚生労働大臣の登録を受けた者等の検査を受けなければなりません。
(水道法第32条の2第2項、施行規則第55条)

※規定に違反して施設検査を行わなかった者は罰金に処せられます。(水道法第54条の2)

3 小規模貯水槽水道検査

小規模貯水槽水道の設置者についても、当該市町村の給水条例等に基づいて、管理の状況についての検査を受検するように努めることとされていますので、毎年定期的に清掃・検査されることをおすすめします。
(検査内容は簡易専用水道検査に準じます)

4

検査状況

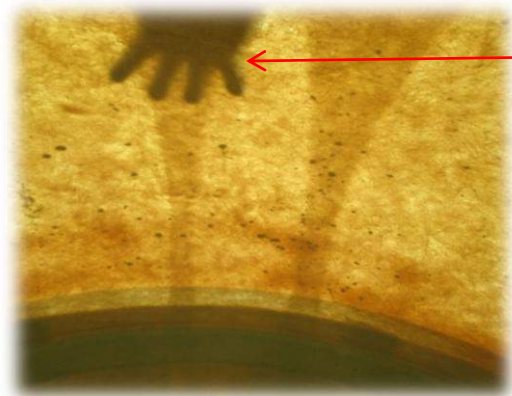


5

施設の不適状況（参考写真）



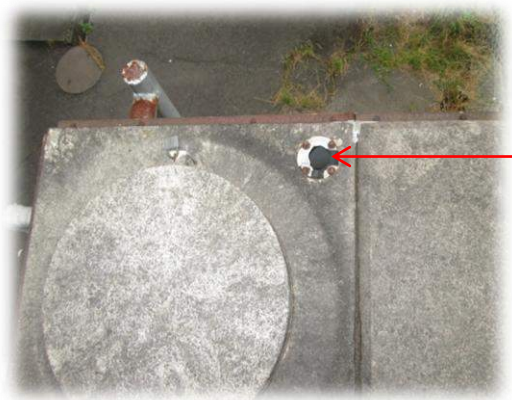
すより通気管の防虫網が破損し破損箇所より虫等の侵入の恐れがあります。



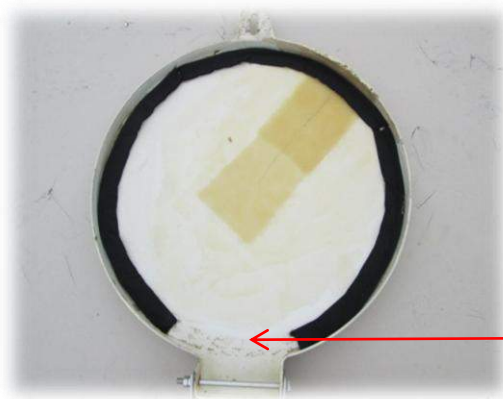
光水藻がまが藻ありす。透過した状態（青のり）の発生が恐れられます。手形が見え、槽内にも透り等により藻の発生が認められます。



マンホールの枠が欠損し隙間より虫等の侵入の恐れがあります。



受水槽天板上に開口部があり、雨水の衛生上有害なものが侵入し衛生上の問題があります。



マンホール蓋のパッキンが一部ない状態があります。隙間より虫等の侵入の恐れがあります。



貯水槽の清掃が未実施のため、藻（青のり）が発生しています。衛生上問題があります。

日ごろからの貯水槽の管理が大切です。

簡易専用水道・小規模貯水槽水道に係る検査について

1 検査までの流れ

- ① 依頼者様が宮崎県公衆衛生センターへ電話：0985-24-7400 FAX：0985-24-8588
- ② 依頼者様へ当センターより検査案内文書・検査依頼書を送付
- ③ 依頼者様が検査依頼書に必要事項を記入の上、検査依頼書を郵送又はFAXにて当センターへ送付
- ④ 当センターから依頼者様へ電話し、検査日時等の調整
- ⑤ 検査員が現地へ伺い現場検査 又は 書類検査（特定建築物のみ）

2 検査内容

- 施設検査： 受水槽、高置水槽の周囲・本体・内部の状態等の検査
水質検査： 色度・濁度・色・臭気・味・残留塩素測定
書類検査： 貯水槽清掃報告書等の管理記録確認(3年間保存)
建築物の配置図・平面図・給排水系統図等の確認(永年保存)

3 検査手数料

種別	検査種別		検査手数料(消費税別)
簡易専用水道検査	現場検査	貯水槽2箇所以上	15,000円
		貯水槽1箇所	14,000円
	書類検査	特定建築物のみ対象	2,000円
小規模貯水槽水道検査	現場検査	貯水槽2箇所以上	12,000円
		貯水槽1箇所	11,000円
	給水栓水検査		5,000円

- 注1) 現場検査は、施設検査・水質検査・書類検査の全ての検査を行います。
注2) 書類検査は、ビル衛生管理法が適用される特定建築物が対象となります。
注3) 給水栓水検査は、給水栓(蛇口)から出る水だけの水質検査です。

お問い合わせ先

厚生労働大臣登録検査機関

〒880-0032
宮崎市霧島1丁目1番地2
一般財団法人 宮崎県公衆衛生センター
TEL：0985-24-7400
FAX：0985-24-8588
URL：<http://www.miyazaki-wflabo.org>
E-mail：info@miyazaki-wflabo.org

毎年の受検状況を示す検査済証



m³



清掃年1回
罰則100万以下の罰金

|

|

